

令和2年3月

令和元年度第2回審査品質管理小委員会

資料1

令和元年度審査品質管理小委員会報告書（案）

令和2年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果が海外においても通用し、諸外国において円滑に権利化が図られることが求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成26年に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などをうたった「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆるPDCAサイクルを適切に回し、継続的に改善を行うことが肝要である。

審査品質管理小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に係る品質管理の実施状況、実施体制等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されたものである。審査品質管理小委員会による客観的な評価や改善提言は、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、特許庁内部の取組に反映されてきた。

本報告書は、令和元年度の特許庁の審査の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った結果を取りまとめたものである。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

第 1 回小委員会（書面審議） 令和 2 年 1 月 28 日～2 月 13 日

- 議事 1. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果案について
2. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言案について

第 2 回小委員会（書面審議） 令和 2 年 3 月 11 日～3 月 19 日

- 議事 1. 令和元年度審査品質管理小委員会報告書について

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

委員長

いいむら としあき
飯村 敏明

ユアサハラ法律特許事務所 弁護士

いのうえ ゆりこ
井上 由里子

一橋大学大学院法学研究科 教授

いのうえ わたる
井上 渉

日刊工業新聞社編集局 経済部長

おはら すみこ
小原 寿美子

伊東国際特許事務所 弁理士

こんどう けんじ
近藤 健治

(一社) 日本国際知的財産保護協会 副会長

とだ ゆうじ
戸田 裕二

(一社) 日本知的財産協会 理事長

なかじょう たけし
中 條 武志

中央大学理工学部 教授

ほんだ けいこ
本多 敬子

本多国際特許事務所 弁理士

わたなべ ともこ
渡邊 知子

渡邊知子国際特許事務所 弁理士

(敬称略, 五十音順)

目次

I. 特許庁における品質管理の取組の概要	1
II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価	3
1. 特許審査の品質管理に関する評価	4
2. 意匠審査の品質管理に関する評価	14
3. 商標審査の品質管理に関する評価	24
III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	33
1. 特許審査の品質管理に関する改善提言	33
2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言	37
3. 商標審査の品質管理に関する改善提言	41
IV. むすび	44
 (参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準	i
(参考資料2) 令和元年度の評価結果一覧	v
(参考資料3) 令和元年度の改善提言一覧	vi

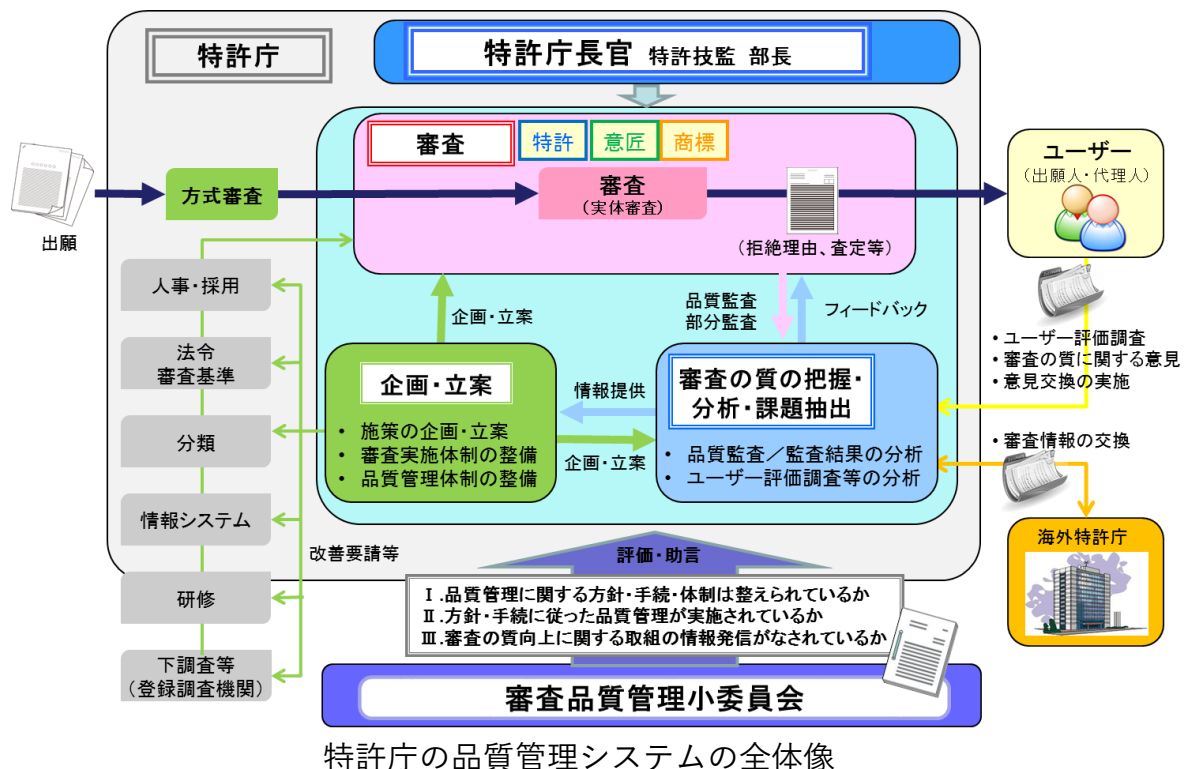
令和 2 年 3 月

I. 特許庁における品質管理の取組の概要

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

I. 特許庁における品質管理の取組の概要

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。



この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等の検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

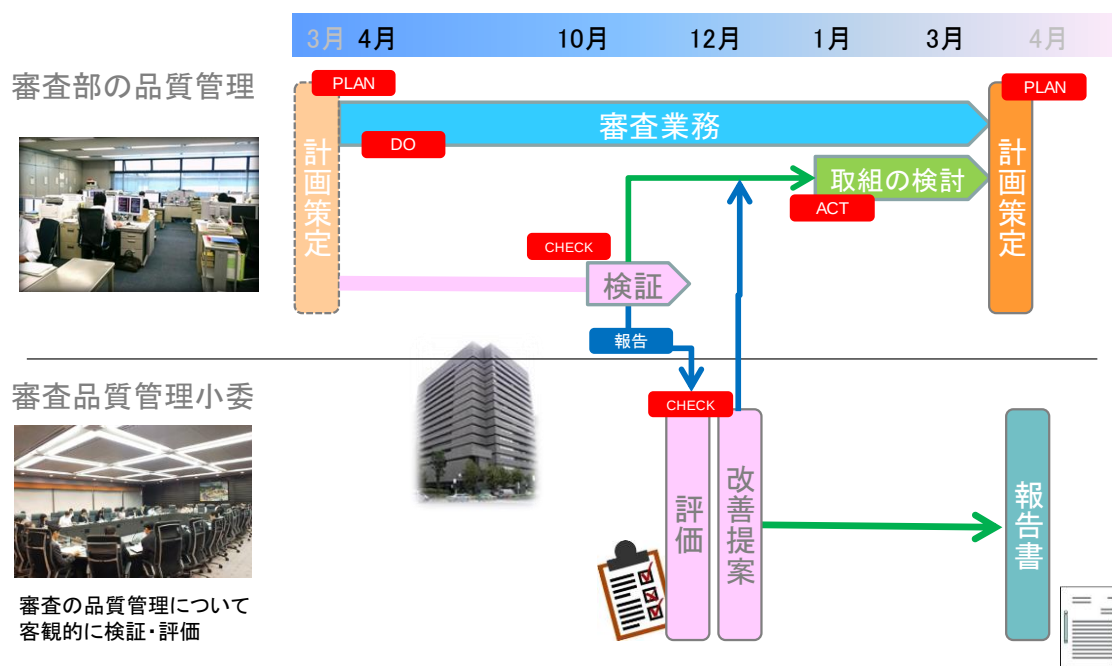
下図に示すように、特許庁はその内部で自ら PDCA サイクルを回して、審査の質の継続的改善を行っている。その一方で、本小委員会は特許庁における品質

令和 2 年 3 月

I. 特許庁における品質管理の取組の概要

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

管理の実施体制及び実施状況に対する評価や改善提言を行い、これを特許庁内の PDCA サイクルに反映し、審査の質の向上に寄与する役割を有している。



庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

これらの特許庁の品質管理システムは、特許、意匠、商標の各審査における「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」として文書化され、特許庁のホームページ¹において公表されている。

¹ 特許庁の審査品質管理の詳細及び品質マニュアルについては次のページを参照。

<https://www.ipo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html>

Ⅱ. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

本小委員会では、特許庁からなされた品質管理に関する報告をもとに、「質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか」、「質の高い審査を実現するための体制が整えられているか」、「品質管理が適切に実施されているか」、「継続的改善が適切に実施されているか」、「審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか」といった観点から定めた11の評価項目（巻末の[参考資料 1](#)を参照）について、特許庁の品質管理の実施体制・実施状況の評価を行っている。

特許、意匠、商標とも評価項目及び評価基準は共通としており、各評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、評価項目ごとに具体的に4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を設定している。例えば、品質管理の取組に関する評価項目⑥及び⑦では、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」場合に「良好」と評価し、加えて「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に「極めて良好」と評価するという基準としている。

今年度の評価にあたって、前年度までと同様に、前年度審査品質管理小委員会の改善提言（参考資料2）に関して実施した主要な取組をまとめた資料（資料1-1、1-2、1-3）と、今年度の審査品質管理に関する実績・現況等を評価項目ごとにまとめた資料（資料2-1、2-2、2-3）とが、事前に特許庁から委員に提示された²。各委員は、これら資料の記載等に基づいて、今年度の特許庁の品質管理の実施体制・実施状況を、評価基準に従って評価項目ごとに4段階で評価した。

評価の取りまとめは、前年度までと同様に、各委員から示された評価の中央値を委員会の評価としつつ、本報告書には中央値以外の評価も併記することとした。以下に、本小委員会による評価結果をまとめる（評価結果の一覧は巻末の[参考資料 2](#)を参照）。

² 各資料の内容は、第 1 回審査品質管理小委員会「議事次第・配布資料一覧」を参照。

https://www.ipa.go.jp/resources/shingikai/sangvo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/r01-01-shiryou.html

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

< 評価された点 >

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 品質マニュアルの改訂履歴・改訂内容が確認可能になっており文書の管理は適正になされている。各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった。
- 2018 年度に審査ハンドブックに追加された AI 関連発明に関する事例について、各技術分野における AI 関連発明の審査を適切に行えるよう、全審査官を対象とした説明会を実施した点が評価される。

< 今後期待される点 >

- 文書の一覧表・「審査の質に関する主な文書の四法対照表」については、特許庁の HP にてリンク先が品質管理のページにあり、一般のユーザーの目に触れにくい場所であった。この点、当該表の掲載方法については一考の余地があると思われる。
- D（納期）に関する目標が設定されているにもかかわらず、Q（品質）に関する目標が設定されていない。
- 事例のアップデートに加え、説明会の充実（説明だけではなく、グループディスカッションを加えることで、理解を深め、更に問題点を見つける場へと進化させてほしい）を図ることを期待する。
- 方針（ポリシー）とは、重点課題（目的）、目標（到達点）、方策の 3 つをセットにしたものである（JIS Q 9023）。抽象的な目的をにかけておけばよいという立場から脱することが望ましい。
- ポリシーが具体的な目標に展開され、各職場における取り組むべき問題・課題の共有、改善活動の活性化に役立っているかどうかという点から見直してください。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」に定めている。
- 品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手続や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。

<今後期待される点>

- 「手続が明確」という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、定められている内容の根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているということである。このような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知している。
- 職員向けの研修が定期的に実施され、審査官に対して品質管理に関する理解の促進を図っている。
- ユーザーに対しては、ポリシー等の公表とともに、企業コンタクトを通じて内外のユーザーに具体的な取組を紹介している。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

<今後期待される点>

- 企業コンタクトを通じユーザーへの公表と周知が行われたが、海外企業数を増やすことを期待する。
- 「階層別・分野別研修体系」、「能力評価システム」が整備されていない（又は資料から整備されていることがわからない）。
- 審査官向け説明会、研修等におけるグループディスカッションが審査官同士の情報交換の場となり、日常的な審査官同士の議論及び情報交換の習慣化へつながることを期待したい。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 審査体制の強化・審査の効率化の取組、IoT 関連発明等の先端技術へ対応するための研修の充実、先行技術文献調査事業の活用により求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制を確立している。
- AI、IoT 関連発明に精通した担当官との協議の継続実施、技術分野別サーチガイドライン等の共有、CPC 分類表の登録調査機関への提供等、審査実施体制の強化を図っている。
- 権利化までの平均期間で世界最高水準を維持している点が高く評価される。

<今後期待される点>

- 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で改善の余地がある。
- 限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない人員配置を確立しているとまではいえない。今後の審査の質の維持及び更なる向上の実現性が懸念される。
- 審査実施体制は、結果である Q C D 等の目標を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。D（納期）の視点からの見直しは行われているが、体制整備の内容との対応関係の分析がされておらず、結果の評価に

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

とどまっている。また、Q（品質）の視点からの見直しが行われていない。（又は資料からは行われていることが分からない）。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- 適切な監査が実施できるようなツールの活用・監査体制が構築されている。

<今後期待される点>

- 諸外国の品質管理体制との比較検討を行うとともに、目指すべき「世界最高水準の品質管理体制」とはどのようなものを検討してほしい。
- QCDについての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。
- 各職場で行われている改善活動の件数を調べてください。また、改善活動に対する職員の参画の割合を調べてください。これらが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直してください。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「極めて良好」ないし「良好」と評価された。）

<評価された点>

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

- 昨年度から継続して、「決裁、決裁前の起案チェック」、「協議」、「面接、電話対応」、「外国特許文献サーチ等の拡充」、「起案支援ツールや品質関連情報の提供」、「検索インデックスの付与及び整備」等の取組が実施されており、審査の品質向上のために必要な取組が実施されている。IoT 関連のサブクラス(G16Y)導入等、JPO が主導した取組も存在している。
- 判断の均質性に関する課題に対する取組として、協議対象とする PCT 出願を審査官自身に選択させる取組を実施したり、案件に応じて協議対象とする請求項を限定する等、協議を効果的かつ効率的なものとするための活用事例を紹介したりすることで、協議の実効性が向上している。
- 審査基準の中の進歩性の審査の進め方を審査官が今一度確認することを目的として参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を作成し、審査官に周知している。
- 審査官の積極的な参画による審査の質の改善を推進する取組が行われていることが認められる。さらに、均質性に関する課題を分析し、取組としての協議を充実されたことが認められる。
- 審査官間の判断の均質性に関する課題として、判断の均質性の中でも特に進歩性の判断の均質性が課題であると分析し、これに対する取組としての協議を充実させることができた点が高く評価される。

<今後期待される点>

- 外国特許文献サーチに関しては、先行技術文献調査事業の効率的かつ効果的な活用が望まれる。
- AI 技術の活用、電話以外のコミュニケーションツールの利用を含め、品質の向上に向けた更なる施策を期待する。
- 進歩性の判断の均質性については、協議結果の分析、及び問題点の抽出を行い、個別案件から全体へ広げる改善へ取組を広げてほしい。
- AI、IoT 関連発明について、審査実務と同様に登録調査機関においても分野をまたいだ横断的調査を行う。
- 引き続き進歩性の判断の均質性の改善を図ることを期待する。
- 面接で特許許可の心証と言われたにもかかわらず十分な説明なしに拒絶理由が通知され、出願人が不満に思うケースがある。面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 昨年度から継続して、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証や、部分監査による通知書の形式的な事項の検証、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等、品質検証のための取組を、それぞれ計画どおりに実施し、その目的を達成している。
- 判断の均質性等について設問を追加したユーザー評価調査では、例年よりも早く 9 月に調査結果報告書を外部公表するとともに、進歩性の判断の均質性を向上させる必要があるという課題について速やかに庁内で共有することで、品質の向上に資する効果が得られている。
- 日本で認められた特許が他国で拒絶されるケース（判断のかい離事例）があるという指摘に対し、今年度新たに調査研究「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」を実施して検証を行っている。

<今後期待される点>

- 品質監査やユーザー評価調査で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保证する仕組み（検証・監査）との対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待する（QA ネットワークの活用等）。
- ユーザー評価調査において、小規模出願人の出願の調査数が増えたことは評価されるが、小規模出願人の声は届きにくいいため、今後も更に増やすことが望まれる。PCT 出願についても出願件数の増加、重要性を鑑み、調査数を増やすことが望まれる。
- 第 4 次産業革命関連技術などの分野における審査の質を検証するため実案件を通じて欧米中との審査結果を比較検証する等を行い、質の向上を図ることを期待する。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。
他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 昨年度から継続して、複数の情報取得手段を利用して、審査の質の分析と課題抽出を十分に行っている。
- 「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」においては、庁外の有識者からなる委員会にて、8つのモデル事例に対して適切と考える審査の検討を行った結果、委員から、権利範囲の明確性、妥当性の観点で拒絶理由が通知されるべきであった等の意見が出された事例がみられ、審査の進め方に関して留意すべき点が抽出されている。
- ユーザー評価調査、ユーザーとの意見交換を充実させている。特に、審査官間の判断の均質性、米欧の審査結果とのかい離事例に焦点を合わせて具体的な課題抽出を行っていることが評価できる。
- 質を評価するための取組が確実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、CSポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。

<今後期待される点>

- 特定されている課題を見ると、うまくいった点、抽象的なレベルでの把握にとどまっており、より具体的なものに絞り込むことができていない。分析に基づいて、自組織の取組の弱さ、次年度に具体的にどのような改善に取り組むべきかを明らかにすることを期待する。
- 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題のある案件等を抽出し、分析することを期待する。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）
の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

<評価された点>

- 品質管理の基本に関して職員への周知を研修内容の充実化を図る等しつより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善を十分に行っている。
- AI、IoT 関連発明に精通した担当官との協議の継続実施等、近年出願が増加している AI、IoT 関連発明に対する横断的審査が行われている。
- 抽出された課題に対して改善が図られていることが認められ、更に時代に即した品質管理体制整備のための改善がなされていることが認められる。

<今後期待される点>

- 方針・手続・体制に関する不断の改善が行われているが、審査実施体制については更なる充実が望まれる。
- 審査体制の維持及び審査官育成のための手段拡充が行われていることが認められるが、諸外国に比べてまだ十分とはいえない。
- ISR や特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。特許性の判断に影響を及ぼすサーチ結果の不備があるとユーザーにとって満足できる審査とはいえない。
- 資料にはどのように改善を進めたのかの過程についての記述がない。改善を行う場合の手順及び改善を報告する場合のスタイル（QCストーリー）に従って行った取組をまとめるとよい。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

<評価された点>

- 進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズに対して、参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」の作成、「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」といった新たな取組により対応したり、ユーザー評価調査結果においても例年よりも早く調査結果をまとめ品質検証のサイクルを早めたりするなど、品質管理の取組の改善が十分以上に行われている。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

- 多角的観点から課題抽出が行われ、その結果を品質向上への取組、検証のための取組へとつなげる PDCA サイクルがうまくまわっている。
- ユーザー評価調査の早期分析、中国特許文献の増加や AI、IoT 関連発明の出願増加等の時代の変化に応じた改善が図られている。

<今後期待される点>

- 均質性に関する課題を始め新たな取組が認められるが、令和元年度ユーザー評価調査報告書を見ると、平成 30 年度の評価に比して、満足度が向上されているとは言えない。
- 資料には改善結果のみが記述されており、プロセスをどう改善したのかが分からない。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入れを通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築している。
- AI 関連発明のような第 4 次産業革命関連技術に対する審査事例について、積極的な情報発信を行っている。
- 多くの新興国の知的財産庁の職員に対して品質管理に関する研修を行っていることは、国際的な審査の質の向上に貢献する取組として特に評価できる。
- 特許庁ホームページで審査の質向上に関する情報発信を適宜実施しているとともに、企業あるいは知財関連団体等との意見交換の場を通じて情報発信を行っている。

<今後期待される点>

- 情報発信の取組が十分かどうかは、信頼感が得られているかどうか、共同で審査の質向上のための取組が実現できているかどうかだと思います。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する評価

- 審査の質取組みを進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組みが日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- 企業のみならず代理人団体を含む海外ユーザーに対する情報発信の更なる強化を期待する。
- 海外企業に対する企業コンタクト数を増やし、特に他官庁との審査の質やサービスとの比較、JPO に対する期待などについてヒアリングを行うことが望まれる。JPO が海外ユーザーに対しても高品質な審査とサービスを提供するための情報の取得、分析、取組へとつなげることが望まれる。
- 海外庁との判断のかい離事例について、日本の判断を海外ユーザーに理解してもらうように、事例を絞った海外でのセミナーの実施。
- 情報発信について、JPO の様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 意匠法改正及び意匠審査基準改訂に関する周知が適切に行われている。
- 各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになっている。

<今後期待される点>

- 方針（ポリシー）とは、重点課題（目的）、目標（到達点）、方策の 3 つをセットにしたものである（JIS Q 9023）。抽象的な目的をかかげておけばよいという立場から脱することが望ましい。
- ポリシーが具体的な目標に展開され、各職場における取り組むべき問題・課題の共有、改善活動の活性化に役立っているかどうかという点から見直してください。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「意匠審査基準」に定め、必要に応じ改訂しており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- 審査基準により手続が明確化されており、品質向上に向けた PDCA をまわすための体制が品質マニュアルで具体的に記載されている。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

<今後期待される点>

- 「手順が明確」という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、定められている内容の根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているということである。このような手順がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表している。
- 職員に対してはイントラネット掲載だけでなく研修によっても周知され、理解度の確認も行われている。ユーザーに対する公表・周知も適切になされている。

<今後期待される点>

- 代理人団体を含む海外ユーザーからも直接意見交換をするなどの機会をより多く設けることを期待する。
- 「階層別・分野別研修体系」、「能力評価システム」が整備されていない(又は資料から整備されていることがわからない)。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価もあった。また、「極めて良好」との評価もあった)

<評価された点>

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

- 最新の技術やデザイン動向の把握の向上を図るための各種研修の機会を設けている。
- 現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移している。また、2018 年における出願から一次審査通知までの期間は平均 6.1 か月を実現し、2019 年上半期も同水準で推移している。

<今後期待される点>

- 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。
- 審査体制、人員配置の見直しを継続していただきたい。長期的には、AI 技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでいただきたい。
- 意匠法改正、意匠審査基準改訂等により審査官の負荷が増すことが予想され、審査実施体制の維持・充実が重要となるが、それを見越した改善計画等が示されていない。
- 審査官は、意匠法改正に伴う出願増への期待に十分対応できるよう増員すべきである。
- 令和元年改正意匠法に対応して、審査官の増員、審査の補助体制（新しい保護対象である建築物・内装・画像意匠の対象分野に詳しい調査員の採用/それぞれの新規分野ごとの研修・勉強会等）の実施が望まれる。
- 審査実施体制の評価は、結果である Q C D 等の目標を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。P（生産性）や D（納期）の視点からの対外的な比較は行われているが、目標が明示されておらず、目標の達成度から見た評価が行われていない。また、体制整備の内容との対応関係の分析がされておらず結果の評価にとどまっている。さらに、Q（品質）の視点からの見直しが行われていない（又は資料からは行われていることが分からない）。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質管理の企画・立案を行う者を 3 名（審査業務と兼任）設け、そのうち 1 名が事務局長として品質監査の分析・評価を行っており、限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えている。
- 2019 年度は、品質管理官を増員して国際意匠登録出願に対する品質監査の本格実施を開始しており、ハーク出願の両者を視野に十分整備されている。
- 限られた組織体制の中ではあるが、品質管理体制を整えていることが認められる。

<今後期待される点>

- 意匠法改正・意匠審査基準改訂、ハーク出願対応など様々な課題がある中、従前の品質管理体制で十分といえるかどうかの検討がなされていない。
- 諸外国の品質管理体制との比較検討を行うとともに、目指すべき「世界最高水準の品質管理体制」とはどのようなものを検討してほしい。
- QCD についての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。
- 各職場で行われている改善活動の件数を調べてください。また、改善活動に対する職員の参画の割合を調べてください。これらが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直してください。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多数あった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

<評価された点>

- 品質向上のために必要とされる取組（例えば、国内出願に対する協議及びそのフィードバック等）を、継続して実施している。また、国際意匠登録出願の審査についても引き続き全案件を協議対象とし、審査官同士の意見交換や知識共有の促進を図っている。
- 実施庁目標を達成するため、積極的に出願人とのコミュニケーションを行い、相互理解を深めている。
- 企業訪問、展示会、学会、シンポジウム、セミナー等に積極的に参加し担当分野の意匠情報を得るなどして専門知識を高めている。
- 意匠法改正・意匠審査基準改訂、ハーク出願対応など様々な課題について品質向上のための取組がなされている。意匠法改正により、デザインの動向、ビジネスの動向などの把握が重要になるところ、専門知識獲得のための手段が適切に講じられている。
- 審査の品質向上のための案件協議、品質監査の充実、審査関連資料の整備・改訂、審査資料の収集などが適切に行われていることが認められる。また、改正意匠法に対応するシステム改修が施行のタイミングに合うように行われることが期待できる。

<今後期待される点>

- 意匠法改正・意匠審査基準改訂等により負荷が増すことを見越した審査実施体制及び品質管理体制のあり方の検討を行ってほしい。
- 保護対象が拡充された案件についての均質な審査判断を行う。
- 意匠法改正に対応して、審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- 引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集に取り組んでいただきたい。
- 審査に有用なインターネット上の情報（審査資料に加え、デザインのトレンド情報や専門知識の習得を目的としたものを含む）について、審査官が共有できる仕組み作りが望まれる。
- 審査のばらつきがないよう、判断の均質性をより向上すべく審査官協議の一層の活用などをお願いしたい。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

- 今回の改正は大変大きな改正であるので、2020 年に施行予定の改正意匠法及びこれに伴う意匠審査基準の改訂についての説明会をできるだけ多く開催し、周知を徹底するように図っていただきたい。時間的・場所的な制約があるのであれば、例えば、e ラーニングの利用なども考慮してはどうか。
- 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- 令和元年改正意匠法に対応した説明会の充実（新規ユーザーを考慮し、回数増・内容のわかりやすさに配慮）が望まれる。
- 改正法施行後においても、新たな分野の出願状況・審査状況に応じて、改訂意匠審査基準や審査運用に関するタイムリーな情報発信を期待する。
- 品質向上の取り組みそれぞれについて、a) 結果○－取り組み（プロセス）○、b) 結果○－取り組み（プロセス）×、c) 結果×－取り組み（プロセス）○、d) 結果×－取り組み（プロセス）×のいずれに該当しているのかを明確にした上で、b)や c)については、結果を達成するための取り組みを計画する際の不十分な点がどこにあったのか、b)や d)については、なぜ計画通り取り組みを進められなかったのかを検討してください。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性、認定・判断の妥当性の検証が計画件数通りに実施され、取組の目的を達成している。
- 国際意匠登録出願の監査について、2019 年度より監査件数を 32 件に増やして本格実施を開始している。
- ユーザー評価調査に他国特許庁との比較に関する質問を追加し、検証のための取組を行った。調査の結果、国際意匠登録出願に関する評価が大幅に向上している。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

- 意匠法改正・意匠審査基準改訂、ハーク出願対応など様々な課題があり人的資源の制約のある中、検証の取組は適切に実施されている。

< 今後期待される点 >

- 品質監査やユーザー評価調査で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組み（検証・監査）との対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待します（Q A ネットワークの活用等）。
- 海外の知財に関する代理人団体との意見交換会などの実施も積極的に行うことが望まれる。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出を行っている。
- 意匠法改正・意匠審査基準改訂、ハーク出願対応など様々な課題があり人的資源の制約のある中、分析・課題抽出は適切に実施されている。
- 願書、図面の要件を緩和した意匠審査基準を公開し、ユーザーニーズを踏まえた改正意匠法に対応した意匠審査基準の改訂を進めている。
- 質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、C S ポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。特定されている課題を見ると、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれている。

< 今後期待される点 >

- 企業のみならず、海外代理人団体の問題意識やニーズの把握も望まれる。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 2019 年 4 月の意匠審査基準の改訂、2019 年 5 月に公布された改正意匠法、それに伴う改訂意匠審査基準について、ユーザーに対する十分な周知を行っている。
- 改訂意匠審査基準について、意匠審査官向けの説明会を実施し十分な周知を行っている。また、意匠審査官向けの研修等の機会を通じて品質管理の基本に関しても職員への十分な周知を行っている。
- 品質管理の企画・立案を行う者（3 名）のうち 1 名が事務局長として品質監査の分析・評価を行うなど、方針・手続・体制に対する改善も十分行っている。また、国際意匠登録出願の監査の本格実施を行うため品質管理官を増員している。
- 品質管理のための具体的な手順を示す文書の作成・改訂を行い、周知に努めていることが認められる。

<今後期待される点>

- 改正意匠法について周知活動をされていることが認められるが、説明会などは希望しても満員で受けられない会場もあり、改善が望まれる。意匠審査基準の改訂が行われているが、周知のための説明会も十分に実施されることを期待する。
- 品質管理のための人員を確保し、体制を整えていることが認められるが、全体の人員不足はいまだ解消されていないことが懸念される。
- 資料にはどのように改善を進めたのかの過程についての記述がない。改善を行う場合の手順及び改善を報告する場合のスタイル（QC ストーリー）に従って行った取組をまとめるとよい。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」という評価もあった。

(昨年度:「良好」と評価された。)

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

<評価された点>

- 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した、品質管理の取組の改善を十分に行っている。
- 人的資源の制約のある中、各種取組において審査の質の分析及び課題の抽出を適切に行っている。

<今後期待される点>

- 意匠法改正に対応して、審査実施体制の検証、分析及び課題抽出の継続的な取組をお願いしたい。また、審査のばらつきがないよう、判断の均質性をより向上すべく審査官協議の一層の活用などをお願いしたい。
- 資料には改善結果のみが記述されており、プロセスをどう改善したのかが分からない。
- 意匠法改正に対応したシステム改修及び拡充される保護対象を適切に審査するための資料収集に期待する。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」という評価も多くみられた。）

<評価された点>

- 審査の質向上に関する情報発信を国内ユーザーに対して行い、かつ、定期的に意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係を構築している。また、意匠 5 庁（ID 5）会合において品質管理に関する研究についての協力プロジェクトを実施する等により、情報収集及び情報発信を継続的にしている。
- 人的資源の制約のある中、適切に実施されている。
- 審査国間の情報交換、ハーグ出願を対象にした審査結果の比較により実務の相互理解を深めている。

<今後期待される点>

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

- 情報発信の取組が十分かどうかは、信頼感が得られているかどうか、共同で審査の質向上のための取組が実現できているかどうかだと思います。
- 各国から収集した情報の発信に期待する。
- 特許庁の品質に関する国外ユーザーの理解を深めるための更なる取組を期待する。
- 審査の質取り組みを進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取り組みが日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- 今回の改正を機に、代理人団体を含む海外ユーザーと直接意見交換をするなどの機会をより多く設けることを期待する。
- 情報発信について、JPO の様々な取り組みを内外へより積極的にアピールすることが望まれる。
- ユーザーが評価した日本国特許庁が他国特許庁よりも優れている項目を国内・海外に向けて発信する。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。

<今後期待される点>

- 方針（ポリシー）とは、重点課題（目的）、目標（到達点）、方策の 3 つをセットにしたものである（JIS Q 9023）。抽象的な目的をかかげておけばよいという立場から脱することが望ましい。
- ポリシーが具体的な目標に展開され、各職場における取り組むべき問題・課題の共有、改善活動の活性化に役立っているかどうかという点から見直してください。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 商標審査を行う具体的な手順を定めた「商標審査基準」や「商標審査便覧」、さらには審査の基本方針・審査手順の概要を示した「商標審査の進め方」が公表されており、かつ、適宜改訂されている。
- 「品質マニュアル」を作成し、品質管理のための手順及び担当を十分に明確化している。

<今後期待される点>

- 「手続が明確」という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、定められている内容の根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっている

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

ということである。このような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

< 評価された点 >

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表している。
- 職員に対しては、イントラネット掲載ばかりでなく、審査経験、役職に応じた内容の研修によっても周知されている。ユーザーに対する公表・周知も適切になされている。
- 企業等との意見交換において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。
- 職員に対する研修コースが設定され研修が行われている。また、研修後の理解度の確認がなされている。

< 今後期待される点 >

- 海外ユーザーに対する取組の紹介も考えられるとよい。
- 「階層別・分野別研修体系」、「能力評価システム」が整備されていない(又は資料から整備されていることがわからない)。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。)

< 評価された点 >

- 出願件数が増加する中、限られた審査員の数で審査品質を維持するための体制整備の取組がなされている。特に、新たに設置した商標審査推進室に

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

において、先行図形商標調査業務、不明確な商品・役務調査業務を支援するプロトコルを開発し、AI の活用可能性の検証を行った点は評価できる。

- 急激な審査件数増加の中で、4 名の定員増員を図り、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図った結果、審査処理件数は増加傾向にあり、この点は大きく評価できる。
- 商標審査官の定員を増員し審査件数の増加への対応を図っている。また、審査官の育成と能力の評価が行われており、世界最高水準の審査実施体制の確立に向けた取組が行われている。なお、新しいタイプの商標等への対応もなされている。出願増加に対応した諸施策によって国際的に遜色のない体制を概ね維持できている。

< 今後期待される点 >

- 審査処理件数が増加傾向にあり、4 名の定員増員を図っているが、審査官数など審査体制は概ね達成しているにとどまる。
- 出願増にも関わらず、実際の審査官数が減少傾向にあったことから、FA が極めて遅くなっていることが懸念される。早急に審査官を十分な人数まで増員し、審査実施体制を整えることが望まれる。
- 国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立については、日本に固有の事情があれば配慮しつつ、実質的によりユーザーフレンドリーなシステムを確立するために引き続き取組を強化するよう期待する。
- 審査実施体制の評価は、結果である Q C D 等の目標を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。D（納期）の視点からの時間推移の傾向分析は行われているが、目標が明示されておらず、目標に対する達成度の評価がなされていない。また、体制整備の内容との対応関係の分析がされておらず、結果の評価にとどまっている。さらに、Q（品質）の視点からの見直しが行われていない（又は資料からは行われていることがわからない）。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

< 評価された点 >

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- 国際的に遜色のない水準において他国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制が整えられている。

< 今後期待される点 >

- 諸外国の品質管理体制との比較検討を行うとともに、目指すべき「世界最高水準の品質管理体制」とはどのようなものかを検討してほしい。
- QCD についての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。また、改善の度合いは、改善活動の活発さ（各職場においてプロセスの改善を行った件数等）、改善活動に対する全員参加の度合い（全職員のうち、改善活動に参加した人の割合）によって決まる。改善活動の活発さや全員参加の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかの点からの見直しも必要である。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

< 評価された点 >

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、全職員の参画、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、品質関連情報の収集・提供、研修等）を継続して計画どおり実施し、その目的を達成している。2019 年度は、更なる品質の向上に資する取組として、審査に必要な有効情報を簡易

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

に検索・表示可能な新たな審査ツールを作成し、審査の質の向上及び効率化を推進している。

- 新しい専門用語が多く生み出される IT・経営・マーケティング分野の出願に対応するため、審査官で構成される特定分野担当チームを新設し、各チームは専門分野における情報の蓄積・共有を図るとともに、審査官からの相談に応じる等、審査のサポートを実施している。
- 品質管理体制に基づいて各プロセスの改善活動が積極的に行われている。

<今後期待される点>

- 新しい分野の商品・役務を含む商品・役務の類似群コード付与については、広すぎないよう適切な範囲であることが期待される。
- AI 技術を用いた審査支援ツールの開発・検証に引き続き取り組み、活用につながることを期待される。
- 新しい専門用語等、専門分野における情報はホームページ等を通じて広く情報を共有し、出願人・第三者側からの意見募集や情報交換の機会を設ける等、社会情勢の変動に柔軟に対応し、断定的な判断に陥ることを回避するための方策を希望する。
- 代理人の選任を行っていない出願人に対する積極的支援を継続し、基本的知識へのアクセスの利便性をさらに充実させることが望まれる。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組をそれぞれ計画どおりに実施し、その目的を達成している。また、ユーザー評価調査では、調査項目の見直しを行うとともに、例年よりも早く 9 月に調査結果報告書を外部公表し、分析の結果得られた課題について庁内で共有することで、品質の向上に資する効果が得られている。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

- ユーザー評価調査において、日本と他国の審査結果等の比較を行うための項目を追加したこと、自由記載欄を設け幅広い意見の吸い上げの工夫をしたことは評価できる。
- 品質監査・ユーザー評価調査・審判決との判断相違の要因分析などが継続して行われ、必要に応じて改善して実施されたことが認められる。

<今後期待される点>

- 品質監査やユーザー評価調査で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組み（検証・監査）との対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待する（Q A ネットワークの活用等）。
- 9 月にユーザー評価調査の結果がまとめられたにもかかわらず、調査から抽出された「識別性判断」に関する課題への今年度の取組は部分的なものにとどまっている。
- 品質向上効果については、可能であれば、代表的な部分について数字や根拠とともに公表されることを検討されたい。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- ユーザー評価調査において、ユーザーの視点から日本と他国の審査結果等の比較を行うための項目を追加したこと、自由記載欄を設け幅広い意見の吸い上げの工夫をしたことは評価できる。
- 商標審査の質を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、審査（協議）から審判の流れの中で多角的な視点から審査の質の分析と課題の抽出が行われている。
- 質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、C S ポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。特定されている課題を見ると、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれている。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

<今後期待される点>

- 審査官間の均質性向上のためのさらなる具体的な取組が望まれる。
- ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、代理人の選任を行っていない出願人に対する積極的な支援を継続し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

<評価された点>

- 審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、急激な審査件数増加の中で、4 名の定員増員を図り、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図った結果、審査処理件数が増加している。
- 商標審査の効率化の観点から、審査の処理・推進に関する企画、立案を図る部署として、商標課に商標審査推進室を設置するとともに、「民間調査者の活用可能性実証事業」を開始し、商標登録出願の調査結果を審査に活用するなど、商標審査全体の更なる処理促進を図っており、方針・手続・体制に対する改善を十分に行っている。
- 審査実施体制の強化、効率的な審査実施体制の検討等、改善を図る取組が適切に行われている。

<今後期待される点>

- 方針・手続・体制に関する不断の改善が行われているが、審査実施体制については更なる充実が望まれる。来年度の任期付審査官の採用による改善を期待している。
- 審査実施体制については引き続き諸外国に比肩できる（諸外国の基準については明確ではないが）ための取組の継続を希望する。出願増加による審査期間の長期化という問題についても、審査品質の維持・向上という二律背反的な労力とのバランスを取りつつ、継続的総合的な検討と対策に期待する。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

- 資料にはどのように改善を進めたのかの過程についての記述がない。改善を行う場合の手順及び改善を報告する場合のスタイル（QC ストーリー）に従って行った取組をまとめるとよい。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

< 評価された点 >

- 新たな審査ツールを作成して審査の質の向上及び効率化を推進し、特定分野担当チームを新設して新たな出願傾向に対応し、ユーザー評価調査の調査項目を見直してより具体的なユーザーの意見を聴取する等、品質管理の取組の改善を十分に行っている。
- 向上のための取組、検証のための取組、分析・課題抽出の各項目において具体的な改善が進められており、品質管理の取組の改善が行われている。
- 情報の共有を図り、また、情報の検索・閲覧を容易にするシステムを構築し、専門分野に関する特定分野チームを新設して審査支援に供するなど、各項目について具体的な改善が継続して適切に行われていることが認められる。

< 今後期待される点 >

- 分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況の対応関係が資料の記述では必ずしも明確でないところがあるので、より明確な対応関係を示してほしい。
- 改善の成果の評価については、より具体的かつ客観的な根拠が示されること、及びユーザーのアンケート結果で全体評価（個別には識別性判断の評価）が悪化した原因につき回答者の属性も含めた分析と対策を希望する。
- 資料には改善結果のみが記述されており、プロセスをどう改善したのかが分からない。

令和 2 年 3 月

II. 品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」ないし「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築している。
- 商標五庁会合（TM5）において「品質管理プロジェクト」をリード庁として主導し、品質管理専門家会合及び品質管理をトピックスとしたユーザーセッションを開催し、品質管理に関する情報交換を行っている。
- 諸外国の当局・ユーザーに向けた情報発信の実績が充実していることは高く評価できる。

< 今後期待される点 >

- 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し商標審査の質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- 外国特許庁の挙げる課題に日本との大きい相違があれば何らかの形で公表するとともに、これらの成果のフィードバックが継続されることを期待する。
- 情報発信の取組が十分かどうかは、信頼感が得られているかどうか、共同で審査の質向上のための取組が実現できているかどうかだと思います。
- 運用のみが改定された場合は、その改定されたことの周知が十分ではないように感じている。今後は運用の改定についても可能な限り周知を図っていただけることを期待する。

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる（改善提言の一覧は巻末の[参考資料 3](#)を参照）。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1 先行技術文献調査事業の活用と漏れのないサーチ>（評価項目④、⑥に関して）

品質監査で発見された課題や、外国文献調査や分野横断的調査が重要な技術にも適切に対応するため、先行技術文献調査事業の効果的な活用も含め、漏れのないサーチが行われることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 先行技術文献調査事業については必要な件数を確保しつつ、効率的かつ効果的に活用することが望まれる。
- (b) 外国文献の検索外注について、中韓特許文献検索の調査が可能な外注先を確保する。
- (c) AI、IoT 関連発明について、審査実務と同様に登録調査機関においても分野をまたいだ横断的調査を行う。
- (d) 特に ISR や特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。特許性の判断に影響を及ぼすサーチ結果の不備があるとユーザーにとって満足できる審査とはいえない。
- (e) AI 技術の活用など、品質の向上に向けた更なる施策を期待する。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 2 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保＞（評価項目④に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で改善の余地がある。
- (b) 限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない人員配置を確立しているとまではいえない。今後の審査の質の維持及び更なる向上の実現性が懸念される。

＜改善提言 3 審査官同士の議論及び情報交換の充実＞（評価項目⑥に関して）

審査の質向上に資する審査官同士の議論及び情報交換を充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官向け説明会、研修等におけるグループディスカッションが審査官同士の情報交換の場となり、日常的な審査官同士の議論及び情報交換の習慣化へつながることを期待したい。
- (b) 各職場で行われている改善活動の件数を調べてください。また、改善活動に対する職員の参画の割合を調べてください。これらが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直してください。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 4 判断の均質性の改善> (評価項目⑥～⑧に関して)

進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性・進歩性の運用の改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 引き続き進歩性の判断の均質性を図る。
- (c) 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題のある案件等を抽出し、分析することを期待する。
- (d) 特に ISR や特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。
- (e) 第 4 次産業革命関連技術などの分野における審査の質を検証するため実案件を通じて欧米中との審査結果を比較検証する等を行い、質の向上を図ることを期待する。
- (f) 進歩性の判断の均質性については、協議結果の分析、及び問題点の抽出を行い、個別案件から全体へ広げる改善へ取組を広げてほしい。

<改善提言 5 ユーザーとのコミュニケーションの充実> (評価項目⑥～⑧に関して)

電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、テレビ面接等の取組も活用し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。
- (b) 面接で特許許可の心証と言われたにもかかわらず十分な説明なしに拒絶理由が通知され、出願人が不満に思うケースがある。面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。
- (c) テレビ面接のような電話以外のコミュニケーションツールの活用に関して、更なる施策を期待する。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 6 審査の質向上の取組に関する効果的な情報発信＞（評価項目⑪に関して）

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- (b) 海外企業に対する企業コンタクト数を増やし、特に他官庁との審査の質やサービスとの比較、JPO に対する期待などについてヒアリングを行うことが望まれる。JPO が海外ユーザーに対しても高品質な審査とサービスを提供するための情報の取得、分析、取組へとつなげることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 海外庁との判断のかい離事例について、日本の判断を海外ユーザーに理解してもらうように、事例を絞った海外でのセミナーの実施。
- (e) 企業のみならず代理人団体を含む海外ユーザーに対する情報発信の更なる強化。
- (f) 情報発信について、JPO の様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 1 改正意匠法施行後の審査の質の維持・向上＞（評価項目⑥に関して）

改正意匠法施行後の意匠登録出願に対応するため、審査実施体制（審査官への研修、審査資料の収集を含む）及び品質管理のあり方の検討を行い、意匠審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正・意匠審査基準改訂等により負荷が増すことを見越した審査実施体制及び品質管理体制のあり方の検討を行ってほしい。
- (b) 保護対象が拡充された案件についての均質な審査判断を行う。
- (c) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各新規分野のデザインにおける基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (e) 引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集に取り組んでいただきたい。
- (f) 審査に有用なインターネット上の情報（審査資料に加え、デザインのトレンド情報や専門知識の習得を目的としたものを含む）について、審査官が共有できる仕組み作りが望まれる。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 2 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官及び制度ユーザーへの周知の実施＞（評価項目⑥に関して）

意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官への周知徹底を期待する。また、制度ユーザーへの周知のための、効果的な取組が実施されることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (c) 今回の改正は大変大きな改正であるので、2020 年 4 月に施行予定の改正意匠法及びこれに伴う意匠審査基準の改訂についての説明会をできるだけ多く開催し、周知を徹底するように図っていただきたい。時間的・場所的な制約があるのであれば、例えば、e ラーニングの利用なども考慮してはどうか。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応した説明会の充実（新規ユーザーを考慮し、回数増・内容のわかりやすさに配慮）が望まれる。
- (e) 改正法施行後においても、新たな分野の出願状況・審査状況に応じて、改訂意匠審査基準や審査運用に関するタイムリーな情報発信を期待する。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 3 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保> (評価項目④に関して)

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとはいえない。
- (b) 意匠法改正、意匠審査基準改訂等により審査官の負荷が増すことが予想され、審査実施体制の維持・充実が重要となるが、それを見越した改善計画等が示されていない。
- (c) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国の 2.8 倍であり、今後意匠法改正に伴う出願増の期待に対応できるほど審査体制・人員配置が確立しているとはいえない。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官の増員、審査の補助体制（新しい保護対象である建築物・内装・画像意匠の対象分野に詳しい調査員の採用/それぞれの新規分野ごとの研修・勉強会等）の実施が望まれる。

<改善提言 4 判断の均質性の改善> (評価項目⑥に関して)

進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査のばらつきがないよう、判断の均質性をより向上すべく審査官協議の一層の活用などをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 5 審査の質向上の取組に関する情報発信の継続＞（評価項目⑪に関して）

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- (b) 情報発信について、JPO の様々な取り組みを内外へより積極的にアピールすることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 今回の意匠法改正を機に、代理人団体を含む海外ユーザーと直接意見交換をするなどの機会をより多く設けることを期待する。
- (e) ユーザーが評価した日本国特許庁が他国特許庁よりも優れている項目を国内・海外に向けて発信する。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1 審査体制の維持と更なる向上> (評価項目④、⑨に関して)

審査期間の長期化という課題に対応しつつ、審査の質の維持及び向上に必要な、審査官数の確保及びその育成の充実を図ることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 出願増にも関わらず、実際の審査官数は減少傾向にあり、FA が極めて遅くなっていることが懸念される。早急に審査官を十分な人数まで増員し、審査実施体制を整えることが望まれる。
- (b) 国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立については、日本に固有の事情があれば配慮しつつ、実質的によりユーザーフレンドリーなシステムを確立するために引き続き取組を強化するよう期待する。
- (c) 出願増加による審査期間の長期化という問題について、審査品質の維持・向上という二律背反的な労力とのバランスを取りつつ、継続的総合的な検討と対策に期待する。
- (d) 各種審査支援のための取組を継続的に行うとともに、出願件数の増加を踏まえ、更なる増員が望まれる。
- (e) 審査実施体制については更なる充実が望まれる。来年度の任期付審査官の採用による改善を期待している。
- (f) 審査官数の確保及びその育成の充実。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 2 判断の均質性の改善> (評価項目⑥～⑧に関して)

判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を引き続き継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 引き続き識別性に関する審査官の判断の均質性に関する取組を行い、統一された審査を行う。
- (c) 商標審査基準の理解等を通じ、審査官による審査の格差の改善の取組の継続等を期待する。
- (d) 審査官間の均質性向上のための具体的な取組が望まれる。
- (e) 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題を抽出し、分析・改善することを期待する。

<改善提言 3 ユーザーとのコミュニケーションの充実> (評価項目⑥～⑧に関して)

電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、代理人の選任を行っていない出願人に対する積極的な支援を継続し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。
- (b) 代理人の選任を行っていない出願人に対する支援については、基本的知識へのアクセスの利便性をさらに充実させることが望まれる。
- (c) 面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。

令和 2 年 3 月

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 4 審査の質向上の取組に関する効果的な情報発信＞（評価項目⑪に関して）

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないかと。
- (b) 情報発信の取組が十分かどうかは、信頼感が得られているかどうか、共同で審査の質向上のための取組が実現できているかどうかだと思います。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し商標審査の質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 外国特許庁の挙げる課題に日本との大きい相違があれば何らかの形で公表するとともに、これらの成果のフィードバックが継続されることを期待する。
- (e) 運用のみが改定された場合は、その改定されたことの周知が十分ではないように感じている。今後は運用の改定についても可能な限り周知を図っていただけることを期待する。
- (f) 情報発信について、JPO の様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。

令和 2 年 3 月

IV. むすび

令和元年度第 2 回審査品質管理小委員会

IV. むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会による昨年度の評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されていることが確認された。

また、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。

あわせて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

参考資料

(参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

※平成26年度審査品質管理小委員会で策定したもの

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

(参考資料2) 令和元年度の評価結果一覧

※評価は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

評価項目		特許	意匠	商標
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④	審査実施体制	概ね達成	概ね達成	概ね達成
⑤	品質管理体制	良好	良好	良好
⑥	品質向上のための取組	極めて良好	良好	良好
⑦	品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧	審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好

(参考資料3) 令和元年度の改善提言一覧

	特許	意匠	商標
審査の質及び審査実施体制	< 提言 1 > 品質監査で発見された課題や、外国文献調査や分野横断的調査が重要な技術にも適切に対応するため、先行技術文献調査事業の効果的な活用も含め、漏れのないサーチが行われることを期待する。	< 提言 1 > 改正意匠法施行後の意匠登録出願に対応するため、審査実施体制（審査官への研修、審査資料の収集を含む）及び品質管理のあり方の検討を行い、意匠審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。	
		< 提言 2 > 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官への周知徹底を期待する。また、制度ユーザーへの周知のための、効果的な取組が実施されることを期待する。	
	< 提言 2 > 審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。	< 提言 3 > 審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。	< 提言 1 > 審査期間の長期化という課題に対応しつつ、審査の質の維持及び向上に必要な、審査官数の確保及びその育成の充実を図ることを期待する。
判断の均質性	< 提言 3 > 審査の質向上に資する審査官同士の議論及び情報交換を充実させることを期待する。		
	< 提言 4 > 進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。	< 提言 4 > 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。	< 提言 2 > 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。
コミュニケーション	< 提言 5 > 電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。		< 提言 3 > 電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。
効果的な情報発信	< 提言 6 > 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。	< 提言 5 > 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。	< 提言 4 > 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。